

令和7年3月定例会会議録

令和7年豊郷町議会3月定例会は、令和7年3月25日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長 中 山 圭 史
教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

- 議第10号 令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）
 《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第11号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第12号 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第13号 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第14号 令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第5号）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第15号 令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第16号 令和7年度豊郷町一般会計予算
 《予算決算常任委員会委員長報告》 修正案あり
- 議第17号 令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第18号 令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第19号 令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第20号 令和7年度豊郷町水道事業会計予算
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第21号 令和7年度豊郷町下水道事業会計予算
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第22号 契約の締結につき議決を求めることについて
 （令和6年度 工事028号 豊郷町立豊郷小学校および日栄小

学校トイレ改修工事（Ⅱ期工事）

議第 23 号 令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 9 号）

発議第 4 号 豊郷町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
案

委員会の閉会中の継続調査申し出について

（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）

（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）

（議会広報常任委員会）

村岸議長

皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから、これより3月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

傍聴の方につきましては、静かに傍聴をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、辻本勇君、6番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)から日程第7、議第15号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長

はい。

村岸議長

はい、西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)の報告を行います。

予算決算常任委員会の報告いたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)について、去る3月10日、委

員10名、3月10日、委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

今回の補正予算は、減額補正が大半を占めていましたが、審議では、固定資産税の徴收件数について、また、当初予算の際に見込んでいた滞納件数と滞納率について、総務費手数料では、督促手数料の種類について、延滞金の件数について、滞納処分費の件数について、賦課徴収費では、固定資産税納期限前納報奨金について、湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金について、環境対策費では、スズメバチの駆除補助金について、じんあい処理費について、農業総務費では、坊ちゃんかぼちゃ生産支援事業補助金及び農業経営収入保険加入推進事業補助金について、いきがい協働センター施設費について、土木総務費では、木造住宅耐震改修費補助金及び地籍調査委託料について、道路橋梁費について、教育振興費では、各小中学校等修学旅行参加補助金について、豊郷小学校教育振興費では、琵琶湖一周体験事業委託料などを質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することになりました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

村岸議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長

はい、議長。

村岸議長

はい、中島委員長。

中島文教民生

常任委員長

改めまして、おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第11号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)及び議第12号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)ならびに議第13号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)について、去る3月14日の委員6名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第11号の審議では、保険基盤安定繰入金について、7割軽減が最も減っているということだが、5割、2割軽減は増加しているのかなどの質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第12号の審議では、民間でもケアマネージャー、介護支援専門員が減っている状況だと聞くが、現在の町内の傾向はどうかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第13号の審議では、後期高齢者医療保険の保険料率が2年に一度上がっているが、令和6年度について、この上がった分の対象人数はなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業
建設常任委員長

はい、議長。

村岸議長 はい、前田委員長。

前田総務産業
建設常任委員長

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第14号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算(第5号)及び議第15号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)について、去る3月13日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第14号の審議では、債権放棄に係る過年度損益修正損の件数について、企業会計の表記では、補正予定額であり、一般会計では補正予算額となっている。この予定額と予算額の違いについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第15号の審議では、全協で説明のあった流域水道管理負担金のことで県から通知のあった分か、また、今年度分なのかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより第10号の討論を行います。
討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
議第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第11号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
議第11号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。
議第11号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第12号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
議第12号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。
議第12号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第13号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第13号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第13号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

村岸議長 起立多数であります。よって、議第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第14号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第14号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第14号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第10号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第15号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算から日程第13、議第21号令和7年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算
常任委員長 はい、議長。

村岸議長 はい、西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長 それでは、議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算の決算常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算について、去る3月10日、委員10名、3月12日に11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重審議を行いました。

まず、総務費使用料では、敷地使用料について、財産管理費について、交通対策費では、防犯カメラ設置事業補助金について、長期債利子について、企画費では、高野瀬池公園清掃委託料について、中心市街地公園清掃等委託料について、じんあい処理費では、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料について、社会福祉総務費では、すまいるたうんばすについて、介護保険事業費では、自立支援健康増進事業委託料について、予防費では、高齢者インフルエンザ予防接種委託料について、衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策健康被害給付費について、農林水産業費使用料では、いきがい協働センター施設使用料について、商工振興費について、道路維持費では、除雪委託料について、民生費使用料では隣保館デイサービス利用料について、土木費使用料では、住宅の駐車場使用料について、教育費県補助金では、地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金について、不動産売却収入について、住宅新築資金等貸付元利収入について、人権対策費について、老人憩の家管理費について、隣保館施設費について、公営住宅管理費では、修繕計画や工事請負費について、給食事業収入について、愛里保育園施設費について、幼稚園費では、令和7年度の入園見込みについて、給食事業収入では、食材の高騰に対する対応について、豊郷小学校教育振興費では、教材用備品の積算品目など、質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することといたしました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

以上です。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 はい、議長。

村岸議長 はい、中島委員長。

中島文教民生
常任委員長

それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第17号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算及び議第18号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計予算ならびに議第19号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について、去る3月14日、委員6名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第17号の審議では、医療給付費分の現年度課税分8,260万円とあるが、対象人数は何人で予算編成しているのか、特別交付金の特別調整交付金分(市町村分)99万円の算定根拠について、国民健康保険運営協議会の委員構成及び6年度実績ならびに協議内容について、高額療養費の今年度実績と1件当たりの金額で最高額は幾らか、どのような病名が多いかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

次に、議第18号の審議では、令和7年度について、第9期の2年目に当たる介護保険調整交付金は何%で組み込んでいるのか、予算編成しているのか、在宅医療・介護連携推進事業についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

次に、議第19号の審議では、質疑なく、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業
建設常任委員長

はい、議長。

村岸議長

はい、前田委員長。

前田総務産業
建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第20号令和7年度豊郷町水道事業会計予算及び議第21号令和7年度豊郷町下水道事業会計予算について、去る3月13日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第20号の審議において、水道事業収益では、水道使用料の積算根拠と現年過年度分の額をそれぞれ記載していないが、試してみてもいかがか、あわせて、過年度分の滞納が何件あって、滞納期間の長い方は何年分か、加入金の積算件数は、

そこは分譲予定地か、受贈財産の評価額とは何か、水道事業費用では、原水及び浄水費の委託先について、水質毎日検査を2名の方に委託しているが、どのような形での検査か、また、試薬の薬品名は何か、漏水修繕は今年度は何件で、令和7年度は何件を積算しているのか、また、漏水発見の状況は、施設利用権とは何か、過年度損益修正損の内容について、資本的支出では、北部浄水場の井戸試掘調査について、どの場所を調査する計画か、地層試料は既に所有しているのか、以前の試掘調査箇所は補償も含めて完了しているのか、また、試掘しても水源が見つからないことも想定して、代替案や長期的な計画はしているのかなどについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第21号の審議において、下水道事業収益では、下水道使用料の過年度分は水道と同様と理解しているが、滞納が何件あって、長期の滞納期間は何年分か、また、額は幾らか、雨水処理負担金の積算内容内訳について、国庫補助金の1,743万5,000円の内訳と、何の事業に対する補助か、下水道事業費用では、下水道水質検査委託料の委託事業に合特法が適用されている理由は何か、委託料に各調査や点検業務などがあるが、埼玉の陥没事故以来、あちらこちらで事故が起こっている状況がある、しかし、豊郷町の下水道管は比較的新しい管だから当面の心配はないと思っているが、現状についてはどうか、また、埼玉の管渠の大きさの直径で4.7メートルと言われているが、本町の水道管はどのぐらいの口径の管があるのか、あと何年もつのか、資本的収入では、資本費平準化債とはどのような起債のことか、根拠、計算方法、理由については何か、資本的支出では、道路改良工事に伴う下水道管渠移設計業務と、安食西管渠耐震化工事に伴う積算委託が計上されているが、それぞれの場所と計画内容などについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第16号に対しては、今村恵美子君ほか2名から修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題といたします。提出者の説明を求めます。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 12番、今村恵美子君。

今村議員 それでは、議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算に対する修正動議の提案説明を行いたいと思います。

それに先立ち、まず初めに、地方自治法の97条の2項というのがこの提出根拠になっているんですけども、97条2項で、「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し」。

河合議員 (マイクオフのため聴取不能)

今村議員 これは、議会運営委員会でご指摘を受けたので、提案説明に入れました。

「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない」という地方自治法97条2項に明記されているこの内容は、議会が、市長の提出した。

河合議員 おい、議題外や、議題外。

議員 静かにしてえな。

河合議員 (マイクオフのため聴取不能)

今村議員 これは、議会運営委員会での。

村岸議長 今村さん。

今村議員 そこは抜けていてもいいんですか。

村岸議長 もう内容だけにしてください。

今村議員 あ、そうですか。

村岸議長 説明文はよろしいです。

今村議員 説明をしていかないと、議員の皆さんの納得が得れないのではないかとということで、この法的根拠の説明をさせていただきたいと思いましたが。

村岸議長 それはもうよろしいです。行ってください、早く。

今村議員 じゃ、議長がそうおっしゃりますので、上記の同義の。

村岸議長 関係ないですよ。議長の名前は出さんでもよろしいです。

今村議員 提案説明を行います。

今回の修正動議の内容は。

河合議員 数字言え、数字。

今村議員 予算の増額修正案です。これ、文書で議運にも示しましたが、これで、歳入歳出予算それぞれに2,800万円を増額修正するものです。

そして、歳入のところでは、款18繰入金、項1基金繰入金のうち、財政調整基金の増額修正2,300万円、これは国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金が、令和6年12月、国会補正にて成立いたしましたことを受け、滋賀県豊郷町にも交付限度額の範囲が示され、その範囲内での予算計上です。

その交付金メニューのうち、今回は消費下支え支援給付金、これは住民税課税世帯約2,200世帯に対する1万円の支援給付金を町が配布するというものです。既に住民税非課税世帯約800世帯には交付が決定し、その交付残高の中でこの予算を増額とさせていただきました。

そして、同じように、款18繰入金、項基金繰入れの中で、新たに保健福祉基金500万円を増額補正といたしました。修正といたしました。

この基金の活用目的として、第6条3項に、子育て支援の充実に関する事業に対して処分ができると書いてあります。町の子育て支援の重点課題、今回の予算審議の中でも明確になった待機児童対策と不登校児童生徒に対する支援強化のために、この基金を活用するものです。

そして、歳出の部分、修正案の中の介護の方の2ページ、歳出、下から2枚目の方ですね。そこに歳出の細目説明が書いてございますので、ちょっと見ていただけますでしょうか。

これには、歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節18番、負担金、補助金及び交付金のところで、説明にもありますが、消費下支え支援給付金2,300万円を、増額修正を行っております。

これについては、先ほども申し上げました、重点支援地方交付金の中で、特に今、物価高騰、また、4月から多くの引上げがもう報道もされております。そういった中で、消費下支え等に通じる生活者支援という給付金を、支援給付金を町として発行するという増額修正です。

そして、その下にあります款3民生費、項2児童福祉費、目1の児童福祉総務費におきましても、ここで、節区分の18番、負担金、補助金及び交付金、ここで、待機児童解消補助金、これを、300万増額修正を行いました。

この問題は、議会の3月議会の中で、豊郷町の待機児童、今年の4月からでも、公立で3名、町内私立で4名の待機児童が発生していると、このような続いている待機児童問題は、非常に子育て支援の中では町の重点課題です。町は、保育士人材紹介料支援事業費補助金の増額ということで、一定支援策は増えたんですけども、現実的には、人材派遣業で雇うと毎月派遣手数料を払わなくてはいけないということで、結構それが高くなるんですという民間経営者のお話も聞きました。それならば、これもやりながら、直接雇用をした場合に対して、待機児

童の解消に向けた保育士を確保するための人件費加算支援補助金ということで、この300万円を活用したらいかがでしょうかということで修正案をつくりました。

続いて、最後のページの歳出、款10教育費、項1教育総務費、目1の教育振興費、ここでも、説明の節の18番、負担金及び補助金及び交付金という中で、不登校対策支援補助金200万円、これを今回修正で上げております。

この中身につきましては、2024年の全国の不登校児童生徒の数が30万人を超えたと、過去最高になってきている。こういった中で、憲法でうたわれた義務教育は無償という中で、地域のフリースクールとか、いろんな形で学校に行かれない、そういった子どもたちが増えている状況で、国もそういった対策として、自治体、国の補助金、自治体のそういうフリースクール等への次の授業料の補助もやっているところもあります。県内でもあります。そういったことで、そういった不登校対策、対象児童生徒に対する授業料補助、また、相談員の活動支援、こういったことに、やはり町の教育、子育て支援として充実を図るべきだということで、町はこれまで、子育て支援、数々やっていただいておりますが、まだこういったところが本当に、今、町の大きな子育て支援課題だということで、提案をさせていただきました。

これは、今議会で予算の提案がされましたので、その予算をさらに充実させるための増額予算修正という形になります。特に今もう本当に物価高騰、円安、こういった中で、老いも若きも生活は大変です。そういった中で、住民税非課税の方には当然国が手当てをして、1世帯3万円と子育て世帯への手当はありますが、それだけでなく、今回は、住民で課税世帯、あと、町では2,200軒ぐらい、現実にそういう世帯がございます。そういった方にも、町のやはり、この交付金の活用を含めた実質的な町民の支援をする施策、これを盛り込んでいただきたいということで、今回、予算の修正動議として提案をさせていただきます。

議員各氏の賛同をよろしくお願いいたします。

村岸議長

これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

西澤議員

はい。

村岸議長

9番、西澤博一君。

西澤議員

それでは、1点だけちょっと今村議員にお聞きしたいと思います。

今、予算的なことをるる、いろいろ増額等々のお話がありました。この修正案に対してのこれは町と議会と、関係の、今村議員が増額修正を出されたんですけども、これは、各課との意見調整とか、そういうような予算的なことがあろうと

思うんですけど、その結論の結果、このような予算を出されたのか、それとも、各課で相談なしに出されたのか、その点だけちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

河合議員 議長、議事進行。議事進行。

村岸議長 答弁を、今の。

今村議員 質疑をされたから。

河合議員 その前に、議事進行。表記の会議規則の107条をご存じですか、皆さん。議員必携、持っているでしょ。

今村議員 不規則発言は制止してください。今答弁を。

河合議員 何言うтонねん、おい、ばかなことを。だから条例も法令も守れへんねや、(聞き取り不能)。

今村議員 では、質疑に対する。

河合議員 持ってたら駄目でしょ、手元に、書籍、書籍を。あんたらの事務所ちゃうぞ、ここは。

今村議員 質疑に対する答弁を行います。

ただいま、西澤。

河合議員 議事進行。

今村議員 西澤議員から。

村岸議長 ちょっと待って。

今村議員 言っている。

村岸議長 ちょっと待ってください。

今村議員 はい。

村岸議長 ちょっと止めて。

(午前9時38分 休憩)

(午前9時42分 再開)

村岸議長 再開いたします。

それでは、発言を許します。

今村議員 地方自治法では、昭和21年の一部改正によりまして、予算の増額修正は妨げない、もちろん減額修正も妨げない、こういってことで、国、地方の各議会で今日まで運用がされています。その点で、西澤議員がご指摘された、予算の発案権は町にあると。そういった面で、その侵害とならないかと。そして、そういう協

議は行ったのかというのが、2項にある後の部分の文言だと思うんですが、今回の場合、私も、総務課長にも、企画調整課長兼務で大変、お仕事が大変だなとはいつも思うんですが、こういうのを出して提案をしたいというお話はさせていただきます。

そういった中で、当町の本年度予算に絡む中身の増額修正でありますので、これが、西澤議員が申されるような判断基準を照らしても、今回担当の国の交付金制度に関しても、保健福祉課でも聴取をしまして、そんで、その中で、また、税務課でも聞きまして、そして、総務課でもそういうお話もさせていただき、こういう提案をさせていただきたいということで事前に申し上げて、そして、提案に至っておりますので、この条項の中には、その問題はないという判断の下に出しておりますので、ご心配いただかなくても、議会が議決をしなかったら予算は執行できません。

ですから、そういう議会の三権分立の役割として、今本当に町民に必要な予算は何かということで提案をさせていただきましたので、どうかご了解をよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 ほかにありませんか。

河合議員 はい。

村岸議長 11番、河合議員。

河合議員 それでは、今村氏に質疑をします。

あなた方は、常日頃、繰入金を崩すな、崩すなど、あなた方の修正は増額修正でしょ、繰入金を潰しての。あなた方の潰す繰入金はいかがなものですか。行政が繰入金を潰したら、あなたはいつも反対しますでしょ。修正動議たるものは、私はですよ、私の個々の私見を言いますと、修正動議たるものは、増減があつての私は修正動議と思っていますよ。あなた方は増額でしょ。ましてや、繰入金を崩してまで、各部署部署ごとに増額補正と。何ですか。人気取りですか。豊郷町は今財政難ですよ。あなたがいつもおっしゃっていますよね。財政難、財政難だ、繰入金潰すな、どうのこうのと。あなた方の言う増額は、繰入金を潰してまですることですか。どうですか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 ただいま、河合議員からの質疑を受けまして、今回の修正動議の繰入金、基金繰入れの至った経緯についてお話をさせていただきます。

今年度新年度予算では、今回は普通建設費ということで、国の交付金もありますが、起債も増やす。今すぐにやらなくてはいけない事業は致し方ないですが、

不要不急の公共事業への投資、こういったことも見られる中で、今、町民の皆さんが一番困っているところに手当てをする、こういった予算として、基金繰入れというのは有効なんですよね。今回、財政調整基金を当初予算で大きく繰り出すという予算の歳入予算が上がっておりますが、豊郷町の財政調整基金、これは、そのとき、年度内での予算調整のそういった役割を果たすものです。今回、この提案いたしました財政調整基金の2,300万の繰り出し、これを出すというのは、これは町の一般財源ですから自由に使えるんですが、しかし、それよりも、昨年国会で成立した物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、これの交付を受けるためには、やはりいち早くそういった問題の予算を、本来はもう提案して当たり前じゃないかとも思っておりました。しかし、今回は、低所得者の交付金のみが6年度補正で出ておりましたが、ほかの地方公共団体では、そういったこともいち早く、いろんなメニューに沿った提案もあります。そういったことで、この修正動議の中身の提案も、それを、町の当局、町長ならびに関係、皆さんが、執行部の皆さんが参考にして、また、それも含めて考えていただきたいということも、そういった願いの下の積極提案としても今回提案しました。

また、財政調整基金の問題ですが、豊郷町は財政調整基金を当初予算で繰り出しますが、しかし、年度内で特別調整交付金が確定したりとか、年度内の調整、また、重点支援地方交付金が入れば、これの振替もやってきたところですが、これまでも。だから、そういった面で、可能性のある予算として今回は提案をさせていただきました。

その中で、保健福祉基金につきましては、予算は、基金としてはあるんですが、あまり処分、充当がされてこなかったというこれまでの経緯がございますので、やはり今回、議会の審議の中でも、教育長からも、町の教育課題は不登校問題と待機児童問題ですという、すごく行政課題も指摘をされましたので、議会としても、今、少子化が進み、人口減少が続く中で、豊郷町が経済的にも自立して、子育て世帯が、安心して子育てができる環境整備をしていくことが、今の豊郷町にかけられた大きな使命ではないかという観点を持ちまして、今回、こういう増額修正の動議を提案いたしました。

ぜひご理解いただきまして、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

村岸議長
議員
村岸議長

ほかにありませんか。

なし。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、議第16号の原案に対する賛成討論を許します。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

西澤議員 はい、反対討論。

議 員 反対討論。原案に対する反対討論。

西澤議員 私は修正案に対する反対討論。

議 員 今言うてんの、修正案。

村岸議長 修正案と原案、両方ですので。西澤議員。

議 員 原案の修正案の方の反対討論。

村岸議長 いや、ほんで、原案と修正案と両方やりますので。どっちもしますので。ほんで、修正案ですね。修正案の反対討論。

西澤議員 まず、令和7年度の一般会計補正予算に対する修正案に対して、反対討論を行います。

本来、議会が予算修正を行おうとするときは、町の施策方針と予算、基本構想、また、基本的計画、実施計画に基づいて行政施策の将来の方向性を総合的に判断するものであると私は思います。地方自治法97条2項では、議会が予算を増額して議決することは妨げないとしていますが、町の予算提出の権限を侵すことはできない等も規定されています。私は、町が行うとしている行政施策の目的を損なわないように、町と議会との間で十分な意見調整を行い、妥当な結論を目指すべきだと私は考えております。

残念なことに、今回の修正案は、財政調整基金と保健福祉基金から2,800万円を取り崩し、給付金2,300万、補助金500万を新たに増額するもので、予算全体を増額するものですが、今の豊郷町の行財政の運営に対しては、大変厳しい財政事情であると思っています。そうした中、町は様々な観点から、優先順位をつけながら施策に取り組んでいることを十分理解する必要があると私は思います。

また、町は、令和7年度末財政調整基金残高を1億7,160万9,000円と見込んでいます。基金を崩しての増額は、令和7年度以降、行財政運営にも大きな影響があると私は考えます。こうした総合的な判断をして、この修正案に対しては反対といたします。

以上です。

議 員 本案賛成。

村岸議長 いや、後や。

鈴木議員 議長。

村岸議長 10番、鈴木議員。原案ですね。

鈴木議員 原案。それでは、議第。

議員 原案。原案。

村岸議長 原案と、両方ともありますので、原案の修正案。原案の、ほんで、反対討論。

鈴木議員 それでは、議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算に対する反対討論を行います。

米、食糧品、野菜、燃料費など、あらゆる物価が高くなり、町民の暮らしと生活がますます厳しくなる中、地方自治体の役割は、少しでも町民の暮らし、生活を守る施策を実施することであり、この視点で、令和7年度の豊郷町一般会計を見ると、どうなっているのでしょうか。提案説明によりますと、令和7年度の一般会計予算は55億7,000万、前年度に比べて6.3%の増、収入の部では、財政調整基金を5億3,549万取り崩し、平成29年度と比較すると、財政調整基金が50%も減少しているとのことでありました。また、支出の部では、土木費が前年度に比べて31.5%、公債費が、役場庁舎建て替え事業に係る起債の据置期間が終了し、その償還が始まることにより、23.2%の大幅な増になったとの説明でありました。

豊郷町は県下の自治体で面積が一番小さく、人口も約7,500万という小さな町です。小さな町であるからこそ、知恵と工夫を出し、きらりと光る、町民に寄り添った町政運営を行うべきだと考えますが、その視点が欠落をしているこの令和7年度豊郷一般会計予算には反対といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

本田議員 動議に。

村岸議長 何を言っているんですか。

本田議員 賛成討論。

村岸議長 まだです。

河合議員 修正案反対。

村岸議長 河合議員。

河合議員 修正案反対。

村岸議長 はい。

河合議員 それでは、修正案に反対討論を行います。

先ほど来、今村委員がおっしゃります、私は、先ほども言いましたけど、修正たるものは、増減があつての修正やと。先ほど、基金の切崩し、家庭でいいますと、貯金を崩すんですよね、家のね。今村議員の私の質疑の答弁に、交付税の入る見込みと言っておられました。見込みがなかったらどうですか。出したお金は返ってくるんですか。

それと、当初予算たるものは、行政長をはじめ、各部署長が、慎重審議、この1年間財政の苦しい中、どうやって豊郷町をやっているかということは何回も議論されているんですよ。ご存じでしょ。その結果が、今年度の7年度の予算に上がっているんですよ。あなたが、それが気に入らないから、修正動議を出しているんですよ。増額でしょ。

私の言いたいのは、今、先ほども言いましたけど、財政は厳しい中で、行政長をはじめ。私は何もこっち側に味方していませんよ。住民さんには、数値を言うても分からないんですよ、住民さんは。住民さんは結果ですよ。そうでしょ。住民さんに、50億、60億と言うても、私にも50億、60億のお金は分かりません。しかし、住民さんは結果ですよ、一番分かりやすいのは。ここでどうのこうの言うても始まらないですよ。

そこで、私の、先ほども、繰り返しますけども、行政長をはじめ、各担当部署長が練りに練って当初予算を組んでおられるんですよ。その結果が私はこれだと思しますので、私はあなた方の修正動議には反対といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

河合議員 はい。原案やろ。

村岸議長 原案に対する賛成討論です。河合勇君。

河合議員 原案に対しての賛成討論、もう同じことを言います。先ほども述べたとおり、今回の予算は、ほんまに行政難のところを、行政長をはじめ、何度も何度も審議をしていただいて、補正を組んでいただいたので、私は、本案に対しての予算は、私は大事だと思っていますよ。それで、私は何ら反対することはないと思います。でするので、賛成といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

本田議員 はい、4番。

村岸議長 はい、本田議員。

本田議員 議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算案に対する修正動議に賛成する討論を行います。

地方自治体としての豊郷町予算案は、町民の願いに応えたものでなければなりません。当然、議員の役割として、より町民の願いに応えた修正案を出す権利を持っています。今、町民の求めているのは、物価高騰への町としてのできる限

りの支援です。食料品をはじめ、ガソリン、灯油、電気代などの費用は高騰し続け、国民健康保険、介護保険等の値上げなどで、家計は火の車となっています。

これに対し、修正案は、消費下支え支援給付金、課税所帯にも1万円の給付金として2,300万円を計上し、部分的ではあっても、町民への願いに応えたものとなっています。

さらに、子どもと子育て世代への支援です。本議会でも、教育長は、本町の教育課題は2つある。1つは待機児童問題であり、もう1つは不登校の子どもの増加を挙げておられました。修正案は、待機児童解消補助金として、人件費直接加算としての300万円ならびに不登校対策費用、子どもが自らの進路を選択できる意味も含めて、補助金200万円を計上し、本町の教育課題に取り組むための予算的措置を考えたものとなっています。

また、修正案は、提案者より詳しく説明されたように、財源の裏づけを持った内容となっています。

町民の暮らし第一とした修正案に賛同を呼びかけ、賛成討論といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、討論を終結いたします。

これから、議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算の採決を行います。

まず、議第16号に対する今村恵美子君ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

修正案に賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

村岸議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、町長から提出された原案に賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。したがって、議第16号は原案のとおり可決されました。

これより議第17号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

村岸議長 討論の申し出があります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 はい、今村恵美子君。

今村議員 それでは、議第17号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算に対

する反対討論を行います。

町は、昨年の4月に、県が示した保険料水準の県統一化に向け、国保税を大幅に引き上げました。そして、令和7年度、2025年で県が算定した豊郷町の1人当たりの標準保険料は、前年度比で4.26%の増で、県下19市町の中で一番高い引上げ率となっています。しかし、わが町の国民健康保険運営協議会の判断は、令和7年度の国保税引上げはしないというもので、国保世帯のさらなる負担増を許しませんという結果が出ました。

これは、物価高騰の中、県下19市町の中で、豊郷町の国保世帯の所得水準が最低レベルの自治体であり、また、医療費水準の地域格差などを考慮すると、豊郷町の国保加入者にとって高過ぎる国保税は払えず、滞納が増え、必要な医療が受けられない。これは、憲法25条、また、国民健康保険法の理念に、国民の生存権や国の社会保障の責務ということに反しています。

全国に先駆けて、2024年、令和6年度に完全統一となった大阪府の保険料は、全国で一番高い保険料となっていますが、その府下の中でも、能勢町は基金を使って、健康増進支援金、1世帯1万5,000円、こういったことを施策として実施しています。

国は、都道府県単位の統一国保が、国保財政の安定化と被保険者の公平性が確保されると言いますが、実情はそうはなりません。市町村の差異が、全国、県市町村からも、そういった意見が上がってきています。

地方財政法第2条の2項には、国は、地方財政の自主的なかつ健全な運営を助長することに努め、その自立性を損ない、地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないとあります。統一国保は国による地方自治への不当な勧誘と言えるのではないのでしょうか。

以上の観点から、国、県、言いなりで、豊郷町の国保加入者の生活と健康を守ることが不十分であるとし、本予算には反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 はい。

村岸議長 はい、西澤博一君。

西澤議員 それでは、議第17号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算に対しての賛成討論を行います。

国民健康保険事業に対する歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,536万7,000円と計上されています。ご承知のとおり、国民健康保険税は、相互扶助の精神に基づき課税されるもので、国民健康保険事業以外の目的に使用されることはありません。令和7年度の予算では、被保険者の急激な負担

増とならないよう、税率の据置き、国民健康保険運用基金の活用について指示された上で、町が目指す令和9年度滋賀県内保険料水準の統一に向けた予算であったと考えます。

主な事業としましても、低所得世帯に対する軽減措置、後期高齢医療制度の創設に伴う軽減措置配慮、高額医療支出事業負担、また、出産一時金などが計上され、住民の方々の健康増進に必要な予算であります。

この事業は継続的な事業とすることを期待いたしまして、私は賛成といたします。

以上です。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第17号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第17号は委員長の報告のとおり決定されました。

これより議第18号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

村岸議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 12番、今村恵美子君。

今村議員 議第18号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

豊郷町の第9期介護保険料は、月額標準額が6,700円で、県下19市町の中で3番目に高い保険料です。そして、豊郷町で65歳以上の住民税非課税者の割合は、約6割の方が住民税非課税者です。そのうちで、本人は65歳で非課税ですが、世帯に課税者がいるとなると、本人非課税でも月額標準額6,700円が保険料になりますが、その割合は、住民税非課税の約3割、3分の1の方が、標準額6,700円の介護保険料を年金からほぼ天引きがされるという状況です。これでは、国民年金受給者は、保険料を天引きされると、利用料が払えないとい

ったケースが増え、サービス抑制とか、そして、受けたくても受けられない、こういった状況が出てきます。

また、来期、第9期介護保険制度は、介護報酬改定で、最も人手不足が深刻な訪問介護の基本報酬を2から3%も削減し、訪問介護事業所の倒産、休廃業が2024年には529件と過去最高になり、全国で訪問介護事業所0の町、町村が97か所、本県におきましても、多賀町が0です。残り1か所しかない市町村は全国で277自治体に上っています。

政府が進める地域包括ケアシステムで、在宅生活を支える訪問介護事業所が地域からなくなる介護崩壊の危機が、今、2040年問題で、そういう高齢者が増えるに向けて、現実的な問題として今起こってきています。この制度で介護サービスを受けられるのは介護認定を受けた高齢者だけで、約2割の方々がサービスを受けられますが、あとの8割の方は、介護保険料の負担が大きい中でも、掛け捨てという形になって、関係者の疑問と矛盾が噴出している制度設計です。

政府は、第10期に向けて、さらに国庫負担を減らす目的で、介護1、2も介護サービスから外す、ケアプラン料を有料化する、利用料負担を原則、今1割が原則ですが、それを原則2割、倍化を実現する、こういったことを目指しています。

しかし、円安物価高で年金が実質減る中、高齢者にとって、負担あって介護なしがますます進行するおそれがあります。準備基金を、保険料引下げや高齢者の健康寿命を延ばす事業にもっと使うべきであるし、町独自の介護事業所ヘルパー支援金など実施をし、在宅訪問介護支援を取り組むことが必要であると考えます。

現状の国言いなりの介護保険事業予算に対し、上記の理由から反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 はい。

村岸議長 はい、西澤博一君。

西澤議員 それでは、議第18号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計予算に対して、賛成討論を行います。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、2000年の4月に介護保険制度はスタートしました。制度導入から今年で25年が経過いたします。介護保険制度は、介護が必要な方に、安心して生活できる環境をみんなで支える仕組みであります。

令和7年度の歳入歳出予算においても7億5,900万が計上され、歳入では、

介護保険料、国庫支出金、県支出金が歳入予算の多くを占める財源と計上されております。

このように、財源は、第1被保険者、第2被保険者、国、県、町の財源で成り立っております。歳出においても、介護認定審査会費、事業計画策定費、また、介護施設サービス給付費、在宅介護サービス計画給付費など、介護の方々に対して、日々日々安心して生活を送ることができるようなサービス提供を行う予算が組まれております。

本町におきましても、国は今年度から13段階になるというようなことをお聞きしていますが、本町はもう大分前から、本町の保険の保険料軽減を図るために、第1段階から13段階まで細分化されており、また、あわせて、第1段階第2、第3の方に対しても軽減措置を行っております。

こうしたことから、議第18号に対しては、私は賛成をいたします。

以上、賛成討論です。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第18号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第19号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

村岸議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村恵美子君。

今村議員 議第19号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

この制度は、世界に類を見ない、長生きは悪とでも言うような、75歳以上の高齢者に対する医療差別制度であり、廃止をすべきと、まず皆さんに訴えたいと思います。

今議会で高額療養費の負担増に反対する意見書が当豊郷町議会で可決され、国や国会の方に送られたことは、その中でも意見を国に届けたということで、よかったですと思います。

しかし、国の社会保障費である医療、介護の国庫負担の削減方針は、高齢者の生存権を侵し、若者と高齢者の世代間対立をあおるだけで、憲法第13条にある国民の幸福追求権に反するものです。2年ごとの保険料の引き上げ、また、窓口負担も、原則1割が、年金収入年200万以上は2割、また、現役並み、3割負担と、負担増が続き、高齢者の健康を守るという観点では、この予算案には反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第19号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第20号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第20号令和7年度豊郷町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第21号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第21号令和7年度豊郷町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議第22号契約の締結につき議決を求めることについて(令和6年度工事028号豊郷町立豊郷小学校および日栄小学校トイレ改修工事(Ⅱ期工事))を議題といたします。町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、議第22号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

令和6年度工事028号豊郷町立豊郷小学校および日栄小学校トイレ改修工事(Ⅱ期工事)の入札を、令和7年3月14日に、条件付一般競争入札により執行したところ、所在地、滋賀県彦根市小泉町78番地の21、名称、株式会社伊藤組代表取締役、奥村善行と、請負契約金額1億2,958万円で仮契約を締結いたしました。

つきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、議会の議決を求めるものです。

ご審議どうぞよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第22号契約締結につき議決を求めることについて、豊郷町立豊郷小学校および日栄小学校トイレ改修工事で、契約の方法で、条件付一般競争入札、ちょうどホームページを見ましたら、電子入札をされたようなんですが、この一般競争入札の参加業者は何業者で、どんな業者の方が参加されたのか。そして、これは、落札した伊藤組が今回上がっておりますが、その一般競争入札は、競争性を高めるという点では、いや、多くいろんな県下の業者が入っていただくことが、公平で、また、公正な入札につながるんじゃないかと思いますが、そういう観点で、今回の条件付一般競争入札の概要を説明お願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回、一般競争入札につきましては、参加申請のあった者が4者でございました。そのうち、入札につきましては、結果的に3者が辞退で、1者が入札をしたということになります。

参加に関する条件につきましては、建築一式工事の資格を持っている者で、町内の場合は経審の評点が、町内850点以上、町外でいいますと950点以上というふうに、広く門戸を開いております。

以上です。

今村議員 再質問。

村岸議長 再質問ですか。

今村議員 はい。

村岸議長 はい、今村恵美子君。

今村議員 課長に参考のためにお聞きしたいんですけれども、今の説明ですと、参加業者4者が名のりを上げて、その中で3者が辞退されて、1者が入札に参加して、町の条件に合ったということで落札になっているんですけれども、入札参加業者の3者が辞退するというのは、これまでも何回かそういうこともありましたけれども、これを増やすためにはどうしたらいいんでしょうか。町の改善策として何かありませんかということをお伺いしたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

入札参加の申請をされた後、辞退が出てくることについて、何か改善策というようなことでもございましたけれども、これにつきましては、業者の方の都合というものもあると思っております。技術者の面であるとか、ほかの工事の請負の関係で、最初は参加しようと思っていたけども受けられなくなったとか、そういう部分もございます。

一概に町が何かをすれば辞退が減るというものでもございませんので、また、業者の皆様の営業努力に期待したいと思います。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、鈴木君。

鈴木議員 これまでも説明いただいた、今回のⅡ期工事となっていますので、Ⅰ期工事で終わった箇所と、今回のⅡ期工事で、それぞれの各小学校で何か所予定されているのかということと、もうこのⅡ期工事で両小学校のトイレの改修工事が終了するかどうか、ちょっとその点だけ説明をお願いします。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

現在工事の方が入っている部分の方もありますが、今現在やっている工事につきましては、豊郷小学校、日栄小学校の屋内運動場のトイレ改修工事、グラウンドの。失礼しました。体育館のトイレ改修工事の方を、今現在実施の方しております。こちらにつきましては、6月末を工期として、今現在作業の方進めていただいているところです。

令和6年度、工事の方は終了しましたが、第Ⅰ期工事としまして、豊小のグラウンドのトイレ、ちょうど南側にあるトイレの方とプールのトイレの改修は、これ、既に終了しております。あと、日栄小学校につきましては、こちらもグラウンドのトイレの洋式化の方と、相撲広場のトイレにつきましては、こちら、もう既に終了して、完了検査の方も終わっております。

今回の第Ⅱ期工事につきましては、豊郷小学校につきましては、校舎全体の洋式化と、小便器とかのブースの方の設置の方をしております、数を申し上げますと、小学校の校舎の便器の洋式が、今現在17、和式が13据えが、全て洋式の30据えの多目的トイレの更新も含めて改修の方を行うというのと、小便器につきましては、現在19あるんですが、つい立てを立てますので、一部トイレの数が減って、19から17据えまで、若干減りますけども、トイレの改修の方を行うというのと、あと、床の乾式化、手洗い場の改修、人感センサー等の方を設置していきたいというふうに考えております。

日栄小学校につきましては、今回の工事で、校舎の方で、洋式便器17、和式便器12据えを、こちらにつきましては、ちょっと洋式トイレの、和式トイレのブースよりも洋式トイレに変えるブースの方が若干大きくなりますので、全て洋式化にして、26据えになりますので、29から26となる、3据え減ります。小便器につきましては、現在18あるものを、17になり、これもつい立てを立てますので、一部、若干基数は減ります。あと、こちらも併せて床の乾式化とプ

ースの新設と、あと、手洗い場の改修と人感センサーの方も、豊郷小学校と同様やらしてもらおうのと、あと、こちらにつきましては、プール棟も、日栄小学校の方、プールの方がありますので、こちらは便器の方が、和式トイレが2、洋式トイレが1ありますので、全て洋式化にするのと、小便器は全部、全て入替えて、2から2というので、これで両小学校のトイレにつきましては全て完了する予定をしております。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第22号契約の締結につき議決を求めることについて（令和6年度工事028号豊郷町立豊郷小学校および日栄小学校トイレ改修工事（Ⅱ期工事））を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第23号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 議第23号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第9号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,298万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億691万4,000円とするものでございます。

歳入では、地方消費税交付金1,673万6,000円、寄附金3,583万6,000円を追加し、地方特例交付金1,000円、繰入金958万2,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費3,771万9,000円、土木費302万7,000円、教育費224万3,000円を増額するものであります。

繰越明許補正は、（第2表繰越明許費補正）のとおりでございます。内容といたしましては、歳入では、地方消費税交付金は、県から実績による交付決定通知

があったことから増額をするものでございます。

また、歳入の寄附金は、先の12月議会でお認めいただきました財団法人芙蓉会の解散に伴う残余財産の寄附を受けるためのもので、先日、認可地縁団体四十九院の臨時総会において、旧尋常高等小学校ほかの維持管理を引き受けていただくことが認められましたので、その残余財産の現金分を、歳出の総務費の財産管理費の負担金、補助及び交付金で補助金として支出するものです。

その他は、2月下旬の降雪により除雪の費用が不足しましたので、その分を補正するものであります。

なお、特別交付税については、額の通知がまだ来ておりませんので、専決で補正させていただき、次の議会でご承認賜りますようお願い申し上げます。

どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

村岸議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

河合議員

はい。

村岸議長

はい、11番、河合議員。

河合議員

それでは、議第23号補正予算の質疑を行います。

3ページの第2表の繰越明許費の補正ですけど、追加ですよ。繰越明許費は、皆さんご存じのとおり、議会の議決が必要なので、年度内に事業が行われない残事業、まだ支払い未払いの分がある等とは思いますが、2番目の総務費の高野瀬池公園の管理事業費35万2,000円、これ、増額ですよ。これは、新年度も、7年度に、私がここで課長に対して、ちょっと資料をもらえませんかというて、ちょっと増額になっているんじゃないかということで資料をもらいました。委員会ですね。3万3,000円が、ヤナギの剪定ということで、私、笑いもって賛成しましたが、これ、委託費ですので、この35万2,000円は、この委託される方に、残額なんか、まだ何か事業が行われる予定があるのか。どのような35万2,000円の内容か教えてください。あとの道路整備事業は、これは橋詰団地の工事やと思うんで、それは結構です。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、河合議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回この繰越しをさせていただく35万2,000円につきましては、以前ご質問、ご質疑等いただいております高野瀬エコクラブに対する委託料ではご

ございませんで、先に予算を組ませていただいております池の中のポンプの修繕の分でございます。

池のポンプの今、噴水がずっと昔は上がっていた、今ポンプが壊れているせいで水が上がってないんですけど、それを直すのに予算を組みましたところ、ちょうど今からまた水をたくさん使う時期でもございますし、また、電気代のピークのことでもございまして、ちょっと年度内にポンプ修繕工事が執行できないということになりましたので、繰越しをさせていただいて、また適切な時期に修繕をさせていただきたいというようなものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議長 再質問。

河合議員 議長。

村岸議長 はい、河合君。

河合議員 課長、今初めて池のポンプの修理、聞きましたけど、何年か前にも1件しましたよね、ポンプの修理を。となれば、私は、くどいけども、大町、三ツ池墓地は、管理者は町長ですよ。大町、三ツ池墓地のポンプは、町はしないんですか。道路の電気代も町はもたないんですか。会計年度末はもうすぐですよ。私は、委員会でも言いましたけども、大町は皆さんの協議費の中から電気代を払っています。それは周知のはずですよ。やられた方は、俺は知らない、俺は知らないの一点張り。知らなかったら初めから手をつけなくてよろしい、行政に言うたらよいことなので。やったならば責任を持ってほしい。誰の名義の通帳か分からない。その方の名義に変えて、いち早く、素早く、この年度末までに、電気代を引き受けてほしい。

村岸議長 河合議員、河合議員、ちょっとこれは。

河合議員 だから、条例の関連で、池の、高野瀬池公園が、条例の第4条で、町長は管理者となっているから、池のポンプを替えると言うから、当然大町、三ツ池墓地のポンプも町管理でしょと言うわけや。これ、管理でしょ。どこが違いますか。町管理の池のポンプを替えるんでしょ。これ、高野瀬が替えるんちゃうんですよ。町が替えるんでしょ、町が。そうでしょ。あの高野瀬池全体は、あれは町のもんですか。管理でしょ。ということは私の言いたいのは、大町、三ツ池墓地も町管理でしょと言うとるわけや。それがなぜ皆さんから集めたお金から電気代等々を、修理代を払わないとあかんのかと聞いているんですよ。だから、会計年度末は、知っているか知らないか知りませんが、この31日で終わりですよ。そうでしょ。もう僅か何日間や。知らない、知らない。誰が知っているんですか、

その通帳番号を。私に教えてください。私が引き受けてあげますから。責任を持ってないことはせんといってくださいや。私はそう言いたい。

だから、私は今、課長に聞いたのは、何年か前には、1基はやりました。次に、もう1基が故障したから、替える、替えるという話でしょ、池のポンプを。だから、それだったら、私も、同じように、大町、三ツ池の墓地管理は、町長にはちょっとくどく言いましたけども、そうなっとなねんから、それ以外のことを何か、私の言っていること間違うとったら、ここへ条文出してください。私は、町長に手をつけて謝りますから。

だから、そのようにしてもらわないと成り立たない。あっちだけはやって、こっちはやらない。そうでしょ、と言いたい。私は何もこのポンプ自体に反対とかどうは言うてませんよ。なぜこういうような予算がついたのかと聞いたら、答えがそうだったので、関連として聞いています。

総務課長、あなたの私見でも結構ですので、今私が言うた条文に対してどのような感想を持っているか、一度ちょっと本心を言うてくださいよ。本心を。心の中を。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、河合議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今の高野瀬池公園につきましては、予算決算委員会の際に河合議員もお示しいただきましたまちづくり交付金の方で、池全体を町として改修させていただいております。その影響で、今回、ポンプについても、町が改修を、修繕をさせていただくというようなことで予算も見させていただいておりますし、繰越しの手続もとらせていただいております。ご理解をお願いしたいと思います。

また、後段の墓地の関係でございますけれども、墓地につきましては、私、所管外でございますので、ちょっとご容赦をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

河合議員

よろしいか。再々。

村岸議長

再々質問ですか。

河合議員

はい。さすがにベテラン総務課長。ご答弁はごもっともでございますけども、私の言いたいのは、今、地域何とか補助整備ということは、三ツ池はそれでやりましたよね、防犯カメラを。そうでしょ。200万。

村岸議長

河合議員、すいません。

河合議員 いやいや。

村岸議長 高野瀬池のことやで、関連であっても、これに。

河合議員 だから、高野瀬池の、今、課長の答弁に対して私は聞いておるんですよ。そういう地域の中から使ったと言うから。だから、同じ条件で使えるんなら、なぜ最初からそういうふうな提案をしてもらえなかったのかと言いたい、私はね。提案をね。そうでしょ。片やはそのを利用して、片やはできない、そんな不公平なことないですよと、私はそれを今聞いたんですよ、課長の本心を。だから、私の担当課ではないと。当然住民課ですよ、墓地は。分かっている聞いたんですよ。でも、総務課長はそう答えるやろうと。ただ、今言うように、そういうような、ここだけをそういうような事業費で充ててやると、片や、誰も知らないことを勝手にすると、そういうことではちょっと私は不公平ではないかなと思いますよ。

今何や知らんけど、手を挙げていたけど、ちょっと議事進行をちょっと教えてあげてほしい。私は今行政に質問しているんじゃないですか。そうでしょ。私の後ろは、我々、同じ。私は同じとは言わんけど、だけど、同じ立場におるんやから。聞いたかったら、後で勝手に言ったらええねんや。今ここは私の質問している立場でおるんやから。

そういうこと、課長、それ、町長にも一言言いたい。町長、やっぱり私はいつも言ったとおり、悪いものは、よい方向性に条例を改正すると。していかなければ、今後まだまだ疑問心は生まれますよ。それをちょっと町長の一言で、ちょっと肝に銘じて私に答弁をお願いしたい。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

経過の方は今までご説明したとおりでありまして、その当時、町にするというふうに条例改正された。ただ、その改正の議案のときに、管理の方は地元でしていただくという形の中で、そのような方向でというような細部にわたって担当課長から説明があったと思います。町としては、そのまま進んだというのが間違いであったと。そのときにしっかりと、また条文でも、管理はお願いしますということと。

ただ、最近ちょっと分かってきたのがあります。やっぱり、村中と、事業でやったのと、混在しております。村中は、やはり地域の皆さん方にやってもらわなければならないだろうと。あと、事業でやったのは、それはやっぱり町がちょっとは管理せんらんやろうと。今度は、それは、今度、また地域の皆さん方に委

託という感じになってくるかも分からへん。そうすると、16か字ある中で、それぞれが村中ありますから、そこらもまた、町はどういうふうに対応していくか、難しいところですけども、いろいろ今ちょっと担当課でも頭をひねっておりますので、難しい条例の問題も、究極言われれば、町がするものだというのはもうおっしゃるとおりですけども、いろいろよい方向に一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

村岸議長　ほかにありませんか。

今村議員　はい、12番。

村岸議長　12番、今村恵美子君。

今村議員　8ページの歳出部分で説明をしていただきたいのですが、公共施設敷地内除雪委託料、財産管理費の198万2,000円と、土木費のところの道路維持費の302万7,000円、除雪委託料、それから、教育費の中で、公共施設敷地内除雪委託料224万3,000円というのが補正で上がっているんですが、これは今年度の除雪委託料に不足分が出たのか、それとも、どういう内訳なのか、ちょっとその中身だけ教えていただけませんか。

総務課長兼

企画振興課長　はい、議長。

村岸議長　清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長　それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

3科目まとめてになりますけれども、当初予算の方では2回分だけ予算を見ております。ただ、今年度につきましては、2月後半に雪が降りまして、2回を超えましたので、その不足した分を今回補正していると、先ほど町長の提案説明の方でもご説明させていただいたとおりです。

以上です。

地域整備課長　議長。

村岸議長　はい、山田地域整備課長。

地域整備課長　今村議員の質疑にお答えします。

道路維持費の除雪につきましては、待機1回と除雪回数3回を見ておりまして、1回分の追加となっております。

以上です。

教育次長　はい、議長。

村岸議長　はい、西山教育次長。

教育次長　それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど総務課長の方からお答えしたとおり、うちの4回分、2回分当初予算計上しておりましたが、2回追加の方になりましたので、不足分として今回の補正額の方を追加しております。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第23号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第4号豊郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。中島政幸議員、提案理由の説明を求めます。

中島議員 はい、議長。

村岸議長 はい、中島議員。

中島議員 発議第4号豊郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案について、趣旨説明を行います。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、令和6年法律第46号の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法の改正及び、令和6年12月6日公布、令和7年4月1日施行、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令、政令第362号に伴い、豊郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものです。

今回の改正では、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律、令和6年法律第46号が令和7年4月1日から

施行されることに伴い、カード代替電磁的記録が新設されました。このカード代替電磁的記録とは、マイナンバーカードを持ち歩かなくとも、スマートフォンに格納されていたマイナンバー情報で本人確認ができる仕組みですが、今回これが設けられたため、番号法第2条第8項についても、カード代替電磁的記録の定義が新たに追加されました。

この番号法の改正に伴い、豊郷町議会の個人情報保護条例において引用する項ずれが2か所あることから、その一部改正が2か所、また、全国議長会より、今回の運用ずれに伴う改正に合わせて、標準条例に関わる適正な文言への所要の整備による改正の通知があり、内容は同等ですが、言い回し、表現についての改正が幾つか含まれております。

以上、簡単ではありますが、今回の説明といたします。議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第4号豊郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれの閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会の委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会の提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。これにて令和7年3月第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 02 分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年3月25日

豊郷町議会議長

議 員

議 員